

2 文科高第 5 3 3 号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和 2 年 9 月 1 5 日

文部科学大臣 萩 生 田 光 一

(理由)

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日に、2 0 4 0 年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入すること、その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して「自ら開設」制度の緩和 等）を、質の保証にも留意しつつ、併せて検討することなど、大学等の連携・統合の促進の具体的な方策について提言いただいたところである。

また、1 8 歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められている。

以上を踏まえ、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 9 4 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

一 大学設置基準の改正

1 連携開設科目

(一) 大学は、次のいずれかに該当する他の大学、専門職短期大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を当該大学が自ら開設したものとみなすものとする。

(1) 当該大学の設置者が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学（当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）

(2) 当該大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限り。以下「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学

(二) (一)により当該大学が自ら開設したものとみなすものとする連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。

(1) (一)(1)に該当する他大学等が開設するもの 当該大学と当該他大学等との緊密な連携が確保されるよう、当該大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

(2) (一)(2)に該当する他大学等が開設するもの 当該大学と当該他大学等との緊密な連携が確保されるよう、当該大学及び当該他大学等の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

(三) (一)により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学等は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

2 連携開設科目に係る単位の認定

大学は、学生が他大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

3 連携開設科目に係る卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、2により修得したものとみなすものとする単位数は所定の単位数（学士課程にあつては30単位）を超えないものとする。

4 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

共同学科に係る卒業要件のうち、それぞれの大学において当該共同教育課程の授業科目の履修により修得することとする所定の単位数以上について、全ての構成大学の

設置者が同一であり，かつ，当該構成大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合については所定の単位数（学士課程にあっては20単位）まで引き下げるものとする。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 その他

1 施行期日

この改正は，公布の日から施行するものとする。

2 その他の規定の整備

専門職大学設置基準，大学院設置基準，専門職大学院設置基準，短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準について，上記一の大学設置基準と同様の措置を行うため，所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。